

中央建設業審議会総会

2022年3月14日

【事務局（児玉）】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから中央建設業審議会総会を開催させていただきます。委員の皆様方には、御多忙のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の審議会には、委員総数の2分の1以上の御出席を頂いておりますので、建設業法施行令第49条第1項の規定による定足数を満たしていることを御報告申し上げます。

なお、中央建設業審議会議事細則第9条第1項により、本審議会は公開されております。

本日、お手元に配付いたしました資料の一覧は議事次第に記載しておりますが、不足などございませんでしょうか。不足などございましたらお申しつけいただければと思います。

報道関係者の皆様におかれましては、冒頭のカメラ撮りは議事に入るまでとさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

また、御出席の皆様方からの御発言の際には、机上のマイクの真ん中の大きなボタンを押しいただきまして、マイクのスイッチをオンにいただいた上でお話しいただければと思います。

それでは、議事に先立ちまして、国土交通省不動産・建設経済局長の長橋から御挨拶を申し上げます。どうぞよろしくお祈りいたします。

【長橋不動産・建設経済局長】 不動産・建設経済局長の長橋です。今日はお忙しい中、ありがとうございます。委員の皆様には日頃より国土交通行政に御理解と御協力を頂きまして、また、本日御多忙中、御出席を賜り、厚く御礼申し上げたいと思います。

本審議会につきましては、昨年10月以来の開催となります。この間、建設業の担い手確保のために、いわゆる3つの柱とっておりますけれども、処遇改善、働き方改革、そして生産性の向上に一層取り組んできたところでございます。現政権になりまして、特に政府全体として賃上げが最重要課題として位置付けられているところでありますけれども、この後、担当から御報告もありますが、公共工事の設計労務単価の引上げですとか、その他種々の取組を進めてきたところでございます。

また、先月開催されました国土交通大臣と建設業4団体との意見交換会におきましては、様々な問題もあり、困難を伴うものの、本年は概ね3%の賃金上昇の実現を目指して、全て

の関係者が可能な取組を進めることを申し合わせていただきました。

国土交通省としましては、これを踏まえ、引き続きダンピング対策の徹底や、建設キャリアアップシステムの普及などによって、実質的な賃上げ、処遇改善や、週休二日の確保など、働き方改革が推進できるよう、一層取り組んでまいりたいと考えております。

本日の総会では、前回の会議におきまして皆様からいろいろ出していただきました御意見を踏まえて、建設工事、標準請負契約約款や、JV準則、あるいは適正化指針、経営事項審査の改正案について御審議を頂く予定でございます。委員の皆様方におかれましては、ぜひとも忌憚のない御意見を頂きますよう、お願いを申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

【事務局（児玉）】 ありがとうございます。

これより議事に入らせていただきますが、報道関係者の皆様におかれましては、これ以降のカメラ撮りは御遠慮いただきますと幸いです。

それでは、以降の議事の進行は柳会長をお願いいたします。よろしく願いいたします。

【柳会長】 それでは、お手元の議事次第に基づき、議事に入らせていただきます。

まず、議事1の最近の建設業をめぐる状況について、事務局より御報告をお願いいたします。

【藤井建設業政策企画官】 では、資料1に基づきまして、事務局より御紹介させていただきます。

まず1ページ目、「賃金引上げに向けた取組等について」ということで、先ほど長橋からも御紹介がありましたとおり、最近の賃上げに向けた取組の御紹介でございます。

2ページ目でございます。昨年3月に赤羽大臣と建設業4団体の意見交換会がございました。その中で、下のパラグラフでございますけれども、下線部、「本年は概ね2%以上の賃金上昇の実現を目指す旗印のもと、全ての関係者が可能な取組を進める」ということで取り組んでまいりました。

また、3ページ目、岸田総理の発言の御紹介でございます。昨年11月に開催されました、「新しい資本主義実現会議」の場において、「民間側においても3%を超える賃上げを期待いたします」といった発言。また、所信表明演説においては、「建設業では、官と民が協働して、公共調達単価の引上げや下請けの適正発注の徹底により、直近6年間で年平均2.7%と、全産業平均を大幅に上回る賃上げを実現しました。こうした官民協働の取組を他業種に広げます」といった発言がございました。

4 ページ目でございます。昨年12月、パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化会議が開催されました。岸田総理をはじめ政府側に加えて、民間団体、経団連等の5団体トップと日建連の宮本会長にも御出席いただいた会議でございます。左側、岸田総理の発言、下線部でございます。パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージを決定いたしました。また、1月から3月を転嫁対策に向けた集中取組期間として定めてございます。

下段ですけれども、本日御出席の事業者団体を含めて、各事業所管大臣から各団体に対して、パートナーシップ構築、取引慣行や商慣行の是正など、会員企業に周知されるよう要請するというところでございます。

また、右側、斉藤大臣の発言要旨でございます。年平均2.7%の賃金上昇実現の御紹介と、下の方でございますけれども、国土交通省としては、特に民間工事における取引適正化が重要ということで、各団体の皆様には、適正な請負代金の設定や支払い条件の改善、適正な工期の確保に御協力をお願いいたしますという発言要旨でございます。

5 ページ目が、パッケージの具体的な記載の抜粋でございます。(1)の「公共工物品質確保法等の趣旨の徹底」ということで、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、対応を図るよう周知する。

また、公共工事のみならず、民間発注者に対しても、同様の確保を求めるといふことと、請負代金や工期などの契約締結の状況についてのモニタリング調査を実施することが位置付けられてございます。

その下、国交省における取組ということで、先ほどのパートナーシップ円滑化会議における斉藤大臣からの要請。

同日付で、公共発注者、民間発注者、建設業団体等に対して、こうした労務費等を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保等について要請を发出させていただいたところでございます。

6 ページ目でございます。「建設業取引適正化推進期間」ということで、昨年の10月から12月にかけて、適正な請負代金での契約締結の状況について取組を行ってございます。

また、中央の赤字でございます。令和3年度の取組の重点事項ということで、モニタリング調査を実施いたしましたけれども、先ほどのパートナーシップの政府全体の集中取組期間、この1月～3月においても引き続き、こういった調査を実施してございます。

7 ページ目、「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置」でござ

ざいまして、今年の4月以降に契約を締結する総合評価落札方式における全ての調達が適用対象となります。

加点評価でございますけれども、従業員に対する賃上げの目標値、大企業3%、中小企業等1.5%以上の賃上げを表明した参加者について加点割合5%以上ということで加点をする形になってございます。

8ページ目が、具体的な確認方法でございます。事業年度単位の賃上げ表明の企業については「法人事業概況説明書」、暦年単位の場合は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」から確認をするということで、当初示されてございました。これは標準的な方法として示されております。

9ページ目でございます。その後実際の運用にあたって、各業界、団体等からいろいろ御指摘、御質問がございまして、その運用について改めて周知をした内容の御紹介です。確認書類の提出方法ということで、確認時に先ほどの書類の別に税理士又は公認会計士等の第三者によって、賃上げ実績を確認できる書類と明記された書面を共に提出することを認めるという内容。

また、「同等の賃上げ実績」として認めることができる場合の考え方についても示してございまして、例えば、中小企業等において、「給与総額」又は「一人当たりの平均受給額」のいずれを採用することも可能。

また、継続雇用している従業員のみ基本給や所定内賃金などによって評価することも可能。

また、賃上げ実績の給与を適切に考慮できていない場合については、適切に控除や補完が行われたもので評価することも可能といった形でございます。

具体的な例については、次の10ページ目でございます。例えばで御紹介いたしますと、上の「継続雇用している給与等受給者への支給額で評価する」といったことによりまして、ベテラン従業員が退職し、新卒採用等で雇用を確保することで総額が減少する場合に対応できるといったこと。

また、その下でございますけれども、定年退職者の再雇用や育児休暇、介護休暇の取得によって給与水準が変わる者を除いて評価することができるということで、雇用確保やワーク・ライフ・バランスの確保の取組に対応できる。そういった具体的な事例を御紹介してございます。

11ページ目、今年の3月から適用する公共工事設計労務単価でございます。最近の労働

市場の実勢価格を適切・迅速に反映して設定してございます。

また、必要な法定福利費相当額や義務化分の有給休暇取得に要する費用、時間外労働時間を短縮するために必要な経費を反映しております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響下であることを踏まえた特別措置と、前年度を下回った単価は前年度単価に据え置きといった特別措置を適用して、結果として全国主要12職種においてプラス3%、全職種ではプラス2.5%の上昇になってございます。

12ページ目は推移のグラフでございます。今回の設計労務単価の上昇によって10年連続の上昇という状況になってございます。

続いて13ページ目、公共土木工事の積算体系を載せてございますけれども、直接工事費等の工事原価に加えて、下の一般管理費等ということで、会社の本支店での必要経費等が約10%程度含まれてございます。

こうした実態を踏まえて14ページ目でございます。そういった最新の当社経費の実態を反映することとしまして、一般管理費等率を改定いたしました。例えば、河川工事の直接工事費1億円の工事では、一般管理費等が約1.4%増という改定でございます。

併せまして、15ページ目でございます。低入札価格調査基準の計算式の改定ということで、今、一般管理費等、0.55掛けですけれども、0.68に引上げを行ったところでございます。

続いて、ダンピング対策でございます。16ページ目、地方公共団体における対策の「見える化」ということで、昨年10月に公表してございます。低入札価格調査の導入状況あるいは算定式の設定水準、あるいは低入によって排除を行った実績の排除率などを各市区町村単位で見える化をして公表してございます。

17ページ目、関連してフォローアップ調査ということで、昨年11月、12月に実施しております。人口10万人以上の市(54団体)に対して個別にヒアリングを実施いたしまして、30団体で基準の引上げ等を確認して、ダンピング対策が進展したと認識してございます。

また、一番下、来年度以降ということで、算定式非公表であったり、独自基準を採用する団体についても分析に着手をいたしまして、また、人口10万人未満の市町村についても順次分析、働きかけを拡大していきたいと思っております。

18ページ目、直近2月末に開催いたしました、斉藤大臣と建設業4団体との意見交換会でございます。下の下線部でございます。先ほど局長からも御紹介がありましたけれども、

様々な課題もあり、困難を伴うものの、本年は概ね3%の賃金上昇の実現を目指して、全ての関係者が可能な取組を進めることを申合せました。

また、働き方改革の推進や、ダンピング対策の徹底等についても議論がありました。

また、キャリアアップの更なる普及促進と、これを用いた処遇改善についての議論。あるいは、技能レベルに応じた手当の支給について、取組の水平展開について大臣からの要請もあったところがございます。

続いて19ページ目から「建設キャリアアップシステムについて」でございます。

20ページ目、利用状況のデータでございます。現状、2月末実績で83万人登録済みということで、技能者の4人に1人が利用する水準になってございます。

21ページ目、公共工事におけるキャリアアップの活用促進の状況でございます。各国の直轄工事、地方公共団体の発注、独法・特殊会社、それぞれモデル工事の導入が広がっている状況でございます。

22ページ目、都道府県におけるモデル工事等の状況ということで、直轄Cランクでは25都府県で実施予定。ほかにも5協会が検討中という状況。また、都道府県発注工事においては、34道府県が企業評価の導入を表明し、他の全ての都道府県においても導入の検討を表明しているということでございます。今後、更に広がり加速するために、様々な機会に知事等へのハイレベルに直接働きかけるといった形でより一層取組を強化してまいりたいと考えてございます。

23ページ目、システム改修の補正予算でございます。発注者がキャリアアップ活用して、モデル工事など、当該工事における利用状況の確認や、工期内における技能者の週休二日の達成状況を効率的に確認できるようにということで、3つ記載してございますけれども、施工体制台帳等の帳票の確認、あるいは、その利用状況の確認、週休二日の達成状況の確認のシステム改修を行う補正予算を計上しているところでございます。

24ページ目、キャリアアップの能力評価等を反映した手当の支給例ということで、各企業において実施している独自の手当を反映する取組を、優良事例としてまとめまして水平展開、御紹介している内容でございます。

最後、25ページ目と26ページ目、「建設業技能労働者の処遇改善に向けて」と、これまでも各事業者団体等からいろいろな御指摘を頂いておりまして、今の国交省の課題認識や今後の課題の案について現時点で考えている内容の御紹介でございます。

箱の一番上でございます。全産業年収を大きく下回る一方、年間出勤日数は13日も多い。

左下のグラフのとおりでございます。

また、2パラでございますけれども、技能労働者の技能と経験に応じた適正な賃金支払いや週休二日の確保が担い手確保のために重要である一方で、受発注者間の取引の実態として、必ずしも、適正な給与支払いの原資として十分な請負金額や、週休二日の確保が可能となる工期とはなっていないのではないかと。

背景として、公共工事においては、ダンピング対策など、適正な競争環境の確保をしており、過度な受注競争を未然に防ぐことが期待できる一方で、民間工事においては、そういった対策を講じることは困難であって、過度な価格ダンピングや、超過勤務につながる工期ダンピングを未然に防ぐ仕組みがないといったことが影響しているのではないかと。

また、設計労務単価は10年連続で上昇する一方で、これに相当する賃金が技能者一人一人にまで行きわたっていない理由の一つとして、建設市場における激しい競争の中、また、多重下請構造の中で、労務費までもがダンピング競争にさらされているのではないかとといった課題認識でございます。

その下の赤枠でございますけれども、こうした中でキャリアアップを活用して設計労務単価に相当する賃金を技能者に行きわたらせることで、全産業平均並みの年収を確保できないか。併せて、民間工事も含めた適正な競争環境を整えることで、企業としての適正な給与支払いの原資を確保できるようにするとともに、適切な工期を確保することで週休二日を実現し、希望ある持続可能な建設業を実現できないかという課題意識でございます。

26ページ目、そうした処遇改善に向けた課題の例ということで、これ以外にもあると思っておりますけれども、現時点でお示ししている課題の例です。

まず1つ目、不当に低い請負代金。建設業法の19条の3の規定がございますけれども、具体的な基準を定めることは考えられるかと。

2つ目、下請企業が元請企業への価格交渉力を高めるために、受注者が必要とする労務費の目安を国が示すことで、労務費の「見える化」「標準化」することは考えられるか。

3点目、技能者の能力を適正に評価し、客観的に「見える化」するために、職長として携わった具体的な現場情報や元請企業からの個別技能者の評価等も蓄積する仕組みを構築することは考えられないかといった課題の例でございます。

また、企業、技能者の双方が、賃金面の処遇の目安を把握できるよう、国において設計労務単価を踏まえたキャリアアップレベル別の年収目安を示すことは考えられるかといった課題の例の御紹介でございます。

報告事項の1点目、事務局からの説明は以上でございます。

【柳会長】 ありがとうございました。

ただいまの説明について、御意見、御質問などがございましたら、御発言をお願いします。どうぞ。

【宮本委員】 日本建設業連合会の宮本でございます。御説明ありがとうございます。

最近の建設業をめぐる状況について、3点申し上げたいと思います。

1点目は、最近の資材の高騰についてです。原油高による原材料輸送費の高騰、一般にウッドショックと言われている木材原産地からの木材供給不足、半導体不足による設備機器の品薄、また、コンテナ不足による物流の遅滞など、現在の社会経済環境は建設業にとって大変厳しいものとなっています。

また、直近ではロシアによるウクライナ侵攻により、資材や燃料が更に高騰しています。建設業は一昨年から続く新型コロナウイルス感染症対策に加え、技能者の処遇改善による担い手の育成・確保や、DXによる生産性の向上、そして、新しい資本主義の一環である賃金の引上げの検討など、多くの課題に対応しているところです。そのような中での、ここきての資材高騰は、建設業の経営を圧迫するものであり、業界全体の持続可能性を脅かすリスクがあると考えています。

先ほど御説明いただきましたように、政府におかれましては、転嫁円滑化パッケージなどにより、発注者、特に民間の発注者に対して、適正な請負代金並びに適正な工期をしっかりと確保することを引き続き強く要請していただきますようお願い申し上げます。

2点目は、建設キャリアアップシステムについてです。当会は新たな数値目標や推進方を決定し、会員一丸となってCCUSの普及促進に取り組んでいます。本年度は技能者登録など、全体としては順調でありますけれども、建設市場の4分の1を占めるに過ぎない日建連が全タッチ数の9割以上を占めるという現状のままでは、CCUSが建設業の制度インフラとしての役割を果たすことは困難ではないかと思えます。官民施策パッケージに明示された、令和5年度からのあらゆる工事でのCCUS完全実施まで、間もなく残り1年となります。その実現のためには具体的なロードマップを早急にお示しいただくとともに、従来からお願いしております公共工事におけるCCUSの義務化や、地方公共団体、関係団体等へのより一層の御指導をお願いいたします。

また、御説明があったように、技能労働者の処遇改善に向けては、CCUSの活用が不可欠です。国土交通省が進めている技能者の能力評価の普及と、処遇への反映、専門工事企業

の施工能力等の評価の「見える化」促進などを進め、技能者に適正な賃金が行きわたるよう
にすることが重要であると考えます。CCUS活用推進の更なる強化をお願いするところ
です。

3点目は、建設業における働き方改革です。建設業もいよいよ2年後の2024年から、
罰則付きの時間外労働規制の適用を受けることとなります。この規制をクリアできなけれ
ば、建設業界全体の大きなイメージダウンを招き、若年層の入職者数及び定着率の低下にも
つながりかねない大きな課題と認識しています。残された期間でこの規制をクリアするた
めには、建設現場での週休二日、とりわけ4週8閉所の実現が欠かせません。当会の昨年度
の調査では、4週8閉所はまだ全体の3分の1にとどまっています。特に民間工事において、
発注者の理解が得られないことが多く、受注時に十分な工期が確保できないケースも少な
くありません。私どもといたしましても、発注者に理解を求め、適切な契約に努めてまいり
ますが、国土交通省をはじめ政府におかれましても、発注者、特に民間の発注者に対し、建
設業における働き方改革の重要性と適正工期の確保の必要性を周知、指導していただきま
すようお願い申し上げます。

以上でございます。

【奥村委員】 よろしいでしょうか。

【柳会長】 どうぞ。

【奥村委員】 全国建設業協会、奥村でございます。

まず、CCUSからですが、全国建設業協会としましても、会員企業にCCUSの加入を
働きかけ、先進的な取組をしてもらおう都府県30を設定して、走ってもらっているところ
です。しかしながら、まだCCUSの具体的なメリットが見出せていないということで、なか
なか積極的になれない企業が多いのが現状です。資料の24ページにCCUSの能力評価
等を反映した手当の支給例ということで、いわゆる全国ゼネコンの方は、このような独自の
支給取組をすることができますが、地域建設業の多い全国建設業協会の多くの会員企業は、
なかなか体力的にも厳しく、このような独自の取組ができていないのが現状です。という点
で、全建会員企業の多くで就労している職人さんにはCCUSのメリットが現状では見出
せていないということになりますので、ぜひこのメリットが早期に具現化するような取組
をお願いしたいと思います。

それと、資料の最後のところになりますが、「建設技能労働者の処遇改善に向けて」とい
うことで、この労賃、単価の「見える化」「標準化」の取組を考えていらっしゃるというこ

と。これは最低賃金を保証するという点では一定の効果があるかとは思いますが、しかしながら、最低賃金に張りついてしまう恐れもぬぐい切れなないと思っております。この下限を線引きする限りにおいて、そこに張りつかないような取組も処遇改善に向けては非常に重要なことになると思っておりますので、その辺りも併せて御検討いただけたらと思っております。

全建からは以上です。

【柳会長】 ほかにございませんか。どうぞ。

【谷澤委員】 三菱地所でございます。一言今の状況をお伝えしたいと思っております。

資材価格の転嫁の円滑化の施策ですとか、あるいは働き方改革の推進、それから、労務単価の引上げといった施策をこれから進めていくことに関しては、基本的には理解をしているところでございます。

一方、近年、過去にないぐらい工事費が高い水準にあるというのも事実でございます、これから少子高齢化を迎える中で、工事費が高いまま定着していくことに関しては、非常に大きな危機感を抱いております。今すぐ答えがあるということではございませんけれども、引き続き、例えば、行き過ぎた重層的な下請け構造の是正ですとか、そういった部分についてもしっかりと進めていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【柳会長】 もう一人、どうぞ。

【楠委員】 上智大学の楠です。

26ページに労賃の話があって、不当に低い対価あるいは減額という言及があります。これは建設業法の問題ですけれども、独占禁止法の優越的地位の濫用にリンクするものですので、恐らくそこの関係でいろいろ議論があると思っておりますけれども、独禁法の中では不合理な減額としか説明できませんが、一方で対価に関わることでありますので、不当廉売という規制もあります。ですので、その基準というものを国交省の側でも公正取引委員会等といろいろ議論を交わしながら詰めていく課題なのかなと思っております。

以上です。

【柳会長】 どうぞ。

【鎌原建設業課長】 建設業課長でございます。委員の皆様、貴重な御指摘、ありがとうございます。幾つか私どもの取組、今後のことも含めて、少しコメントに対しまして御紹介させていただきたいと思っております。

宮本委員から資材の高騰、そして、働き方改革、CCUSについて御指摘を頂きました。資材の高騰につきましては、政府全体で非常に問題意識を持っているところでありまして、

国交省、私どもの方でもいろいろな働きかけなど、モニタリング調査なども行っておりますけれども、今、政府全体で更にどのようなことができるかを検討しているところであります。その中では、特に発注者さんとの関係では、公正取引委員会の役割も出てこようかと思っておりますので、建設業の分野においても公取とどういった連携ができるのかということも今、実務レベルではやっておるところでありますので、引き続きしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

それから、特に民間工事における適正の工期の実現は非常に重要だと思っております。先日の4団体合合でも少し御紹介させていただきましたけれども、今、モニタリング調査を行っておりますが、それは来年度も通年で実施することを予定しておりますので、その中でこれまでの取組より更に踏み込んで、個別の発注者さんに対しても必要に応じて注意喚起をさせていただくということもできるかどうかの検討をしていきたいと思っております。ここについてももしっかりやってまいりたいと思っております。

それから、楠先生からの19条の3の関係なども公取と勉強してやってまいりたいと思っております。

谷澤委員からは、価格の転嫁だとか、賃金だとかについては理解するけれども、工事費が高止まりをすることについての御懸念が示されました。ここににつきましては、適正な転嫁ということはしっかりと、これは全ての産業で政府として実現していきたいと思っておりますけれども、その前提として特に建設業の場合でも生産性の向上だとか、そういった取組、努力が必要かと思っておりますので、そこは業界とも連携をして、国交省としてもしっかりと力を尽くしてまいりたいと考えてございます。

あとキャリアアップについては、西山課長、何かございますか。

【西山建設市場整備課長】 建設市場整備課長の西山でございます。

宮本委員から令和5年度からのあらゆる工事の活用に向けたCCUSの活用の強化、特に公共工事での活用の強化ということで、貴重な御意見を頂戴いたしました。

また、奥村委員からも、全建の協会員におかれましては活用が進む中でメリットを早期に具現化するようにということで、御意見を頂戴いたしました。いずれも大変貴重かつ重要な御指摘と受け止めておりまして、来年度に向けて待ったなしの課題ということで、更に取組を強化してまいりたいと考えております。特に公共工事につきましては、先ほど御報告の中でもさせていただきましたが、概ね全国4分の3の都道府県でインセンティブなど導入が進んでいるところでございます。後ほどの審議の中で出てまいりますけれども、閣議決定さ

れるものでございますが、入札計画の適正化指針の中で、これまで公共発注者等については努力義務ということで進めてきたわけでございます。これを更に一段強化をいたしまして、必要な条件整備、しっかり取り組むということで強化をいたしまして、加速化していく方向で検討を進めてまいりたいと思います。

また後ほど御審議いただきますけれども、経営事項審査の加点につきましても、新たな措置を検討させていただきまして、これらと共に都道府県、さらに市町村、個別に働きかけなども体制を組んで強化してまいりたいと考えております。

また、特に利用が進む中でさらにメリットということでございまして、こちらも本当に待ったなしの課題で、強化してまいります。現場で利用いただくものについて、建退共制度との連携ということで、現在、若干システムが使いにくいという御指摘をいただいておりますが、来年度早期には新たに元請事業者の方、あるいは一次下請けの方がCCUS等の現場利用と効率的に利用できるような新たなシステムの導入も予定しておりますので、そういったもので現場の利用が建退共制度との連携ということで処遇改善につながるような道筋を考えていきたいと思っております。特に全国的に活動していただいているようなゼネコンにおかれましては、データへの反映、先ほど御紹介させていただきましたようなものの更なる水平展開に力を入れてまいりたいと考えております。

ただ、他方、全国的に地域のゼネコンの方々に処遇ということでつなげていく上では、奥村委員からもございましたけれども、ある程度何らか制度的な関連との方向性も考えていく必要があるかと考えております。先ほど「処遇改善に向けて」ということで、26ページで問題提起させていただきましたが、設計労務単価を踏まえたレベル別の年収目安のようなあり方についてもしっかり考えて、業界の皆様とも考えながら議論を進めてまいりたいと考えてございます。

併せまして、評価の在り方とこのレベル処遇といったものが連動していく部分がございますが、現在のCCUSの評価については、客観的な基準のみで見ておるわけでございますが、こちらも先ほど問題提起させていただいているように、元請企業の方々の個別の、ある意味主観的な評価の在り方も視野に入れながら、更に機動的に議論を進めてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、利用が進む中でメリットにどうつなげるかというところの本丸に、しっかり取り組んでいく必要がある局面を迎えていると認識しておりますので、業界の皆様とまた連携をしっかり密にして取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

【柳会長】 ほかにございませんか。どうぞ。

【岩田委員】 職人団体建専連の岩田と申します。

今の御説明にありましたように、26ページの「処遇改善に向けて」ということで、今までCCUSで車の側を作ってすばらしいエンジンを作ったけれども、ガソリンについてどう補給していくかといった議論がなかったように思います。ここについては様々な御意見があろうかと思えますけれども、我々も一生懸命汗をかいて、勉強しながら、一緒になって取り組んで、CCUSを活用して標準単価、設計労務単価、適正な賃金を下に流して行って、それを「見える化」していく仕組み、今までになかったことだと思いますので、そこに向けて一緒になって頑張ってもらいたいと思います。よろしくお願いします。ありがとうございます。

【柳会長】 どうぞ。

【勝野委員】 全建総連の勝野と申します。処遇改善とキャリアアップに関連をして発言させていただきたいと思えます。

1つは、公共工事設計労務単価が10年連続の引上げと併せて、斉藤大臣、業界4団体との意見交換会の中で概ね3%の賃金上昇の実現を目指して、全ての関係者が可能な取組を進めることが申合せられたことについては、現場技能者の団体として大きな期待を寄せているところであります。

ただ、全建総連が毎年実施をしております、組合員の賃金実態調査では、現場技能者の平均賃金の日額は1万4,000円から1万7,000円程度ということで、設計労務単価との差が縮まっていないわけでありまして。新型コロナの影響による休業、または資材高騰、納期の遅延等も賃金に影響を及ぼしていると考えております。設計労務単価水準の賃金が、現場技能者に支払われるようにするための具体的な施策が必要だと考えております。

現在、国交省では一人親方対策検討会を設置していただいて、雇用と請負の明確化でありますとか、適正な法定福利費等の確保、技能者の処遇改善等に取り組んでいただいているわけでありましてけれども、こうした動きを更に進めていくためには、キャリアアップを活用した技能者の処遇改善策の具体化が必要だと考えております。

御報告がありましたとおり、既に80万人を超え、技能労働者の約25%の登録まで至っているわけでありましてけれども、住宅現場での登録や就業履歴の促進が課題となっていると考えております。技能者からは、「CCUS登録のメリットが見えない」「処遇改善に具体

的につながっていない」といった意見も出されているところでもあります。キャリアアップを活用して、設計労務単価水準の賃金を技能者に行きわたらせるために、国において設計労務単価を踏まえたCCUSのレベル別の賃金目安の設定でありますとか、公共工事におけるキャリアアップの義務化、CCUSの法的位置付け等を検討していただき、民間現場への波及を図ることをお願いしたいと考えております。

また、関係省庁が連携して取り組んでいるパートナーシップ構築宣言の建設企業での宣言は、580社を超えております。元請、下請間の適正取引を実現するために、賃金、労務費を削ることによるダンピング防止の徹底を図ることが必要だと考えております。その観点からも、キャリアアップ、CCUSのレベル別賃金目安の設定、労務費の「見える化」「標準化」等による、不当に低い請負代金の禁止の基準の具体化等の検討をお願いしたいと考えております。

また、コロナ関連では、現場における従事者の感染拡大が依然として続いております。建設業での新型コロナウイルス感染症に関する労災請求の件数は、今年1月だけで933件と増加傾向にあります。現場実態に即した、建設業における新型コロナウイルス感染予防対策のガイドラインの適宜改訂などについても検討をよろしくお願いしたいと思っております。

以上です。

【柳会長】 どうぞ。

【堀田委員】 東京大学の堀田でございます。関連して一言申し上げます。

設計労務単価と、実際に建設技能労働者に支払われる賃金との乖離につきましても、十分な原資としての請負金額を設定したとしても、それが実際に支払われているのかどうか、その確認の方法、それから、それを確実に担保する方法が十分でなかったということかと思っております。

一方で、他国においては、そもそも労務費についてのダンピング競争ができない仕組みになっている国も数多くあるかと思っております。御案内のとおり、米国においてはデービス・ベアコン法がございますし、あるいは欧州のドイツ、スイス等の国においては、建設労働協約が一般的な拘束力を持って、かつ、多くの公共発注者がそれを尊重する、あるいは、その履行も確認するといった仕組みが定着しているように思っております。今般、CCUSをはじめとした、こういった新しい仕組みによって、それに準じるような仕組みが我が国でも可能なのであれば、検討する価値があるのではないかと思います。

以上です。

【柳会長】 では、よろしいですか。

【鎌原建設業課長】 いろいろ御指摘を踏まえまして、今後しっかり検討もしてまいりたいとおもっておりますし、取組も進めていきたいとおもっております。ありがとうございます。

【柳会長】 続きまして、議事の2、「適正な施工確保のための技術者制度検討会」の開催について、事務局より御報告をお願いします。

【石井建設業技術企画官】 建設業課の石井です。よろしくお願ひいたします。資料2に基づきまして御報告させていただきます。

まず1枚目でございます。この検討会の概要をまとめております。前回の中建審におきまして、今後開催する旨を御報告させていただいたところですが、一番上の目的にありますとおり、担い手確保や生産性向上が課題となっている中で、ICT技術の進歩を踏まえて施工管理を行う技術者の専任要件の在り方、技術検定の見直しなどの検討を行うことを目的としております。第1回を11月22日に開催しているところです。

検討会の委員の方々を記載しておりますけれども、中建審の委員の堀田先生、西野先生にも加わっていただいております。

右下のスケジュールにありますとおり、早期に一定の方向性を出して、可能なものから実施していきたいと考えております。本日は左下の検討事項3つございますけれども、先行しております上の二つ、監理技術者専任要件について、技術検定等の実務要件について御報告いたします。

それでは、3ページ目を御覧ください。まず、「監理技術者等の専任制度と課題」ということでまとめているものでございます。御案内のとおり、制度の現状といたしましては、監理技術者の専任については、土木3,500万、建築7,000万ということで一律で決まっているところでございます。

下の「課題認識」でございます。ICT化の進展を踏まえますと、遠隔でできることも増えてきております。請負金額による一律の専任規制というのは、非効率になっている可能性があるのではないか。

二つ目の丸としましては、資材費、労務費が上昇している中で、今の金額設定でそもそもいいのかというところでございます。

具体的に検討している方向性を5ページ目で御説明させていただきたいと思ひます。

まず一つ目、専任不要上限額、今、土木3,500万ですけれども、こちらを引き上げて

いくのを検討したいというところでございます。

それから、二つ目の丸、「兼任可能な条件の検討」というところでございます。これが新しい考え方になりますけれども、施工管理にICTを活用していく場合に、一定規模以下の工事に関しては、兼務可能な範囲というのが設定できるのではないかとということで検討したいところでございます。後ほど補足いたします。

三つ目の「その他の検討」でございます。働き方改革の観点で、技術者の途中交代であるとか、そういった技術者配置の運用の合理化についても併せて検討が必要と考えております。

6ページ目をお願いいたします。今の説明の具体的なイメージですけれども、左が現行制度で、現在は3,500万のところまで一律に専任不要、原則専任ということが決まっております。右側が制度の見直しでございます。専任不要上限額を引き上げるとということと併せまして、紫色の部分になりますけれども、新たに兼任可能な条件を検討したいというところでございます。当然ながら一定規模以上の工事につきましては、引き続き原則専任ということが工事の品質、現場の安全を確保していく上で必要だろうと考えております。今、「X円」としておりますけれども、一定規模以下の工事であって、施工体制も比較的シンプルな工事で、例えば、更に1日で巡回できる範囲の工事ということであれば、遠隔技術も活用しながら、いざというときは駆けつけられる範囲で兼務が許容できるのではないかとという視点について議論をしているところでございます。

それから、一番下のところに「中長期的な課題については別途検討」と記載してございます。中期的には先進的なICT技術で、大規模工事でも技術者配置を合理化できたり、また、兼任の件数を増やせるなどの議論を深めることも必要と考えているところですが、まずは早期に導入するものとして、兼任可能な範囲を議論していきたいというところでございます。

現在、業界団体の方々へのアンケートをさせていただいておまして、また個別にも実情を聞きながら検討しております。引き続き関係者の御意見も聞きながら、具体化を進めてまいりますと考えております。

続きまして、二つ目の技術検定の御説明をさせていただきます。技術者資格の現在の課題につきましては、10ページ目を見ながら御説明をさせていただきたいと思っております。少し細かい話になりますけれども、これが現状の施工管理技士の資格の受検の要件になっております。上が1級ですけれども、縦に学歴が並んでおります。横に受検に必要な実務経験年数が書かれております。例えば、指定学科以外のところ、右を見ていただきますと、指定学科

ではないにもかかわらず、大卒なのか、高卒なのか、それ以外なのかということで、受検に必要な実務経験年数がかなり違っているというところがございます。現在、中途の採用の方が増えているとか、指定学科以外の方から人材を確保していくとっているような現状もがございます。そういったことを考えますと、この受検に必要な実務経験年数の設定が優秀な人材確保の障害になっているのではないかとというのが課題認識でございます。

1 ページ戻りまして、9 ページ目でございます。検討の方向性をまとめております。この施工管理技士の資格につきましては、合格しますとそのまま現場に責任者として配置ができる、非常に重要な資格ということで認識しております。そういったことから、実務経験を必要とすることは引き続き必要だと考えています。

一方で、一つ目の丸になりますけれども、知識をはかっております1次検定につきましては、一定の年齢に達した段階で全ての方が受検できることが可能ではないかということを考えております。

また、二つ目の丸ですけれども、指定学科なのか、そうでないかというところについては、実務経験年数で差をつけるということではなくて、検定の内容で差をつけてはどうかというのが2点目でございます。

また、3点目では、1次検定に合格した方は学歴によらず、一定の知識がある方として考え、その後の実務経験年数には差をつけないというのが考えられるのではないかと現在、議論しているところでございます。

また、四つ目の丸ですけれども、実務経験年数自体も実務経験の内容を評価するというところで、質的なものにも着目して年数が短縮できるところは短縮していきたいと考えております。

少し文章の説明で分かりにくくて恐縮ですけれども、そういった方向で実務経験年数についても合理的な見直しをしていきたいと考えております。引き続きこちらについても関係者の御意見を踏まえながら、検討を深めていきたいと考えております。

以上です。

【柳会長】 ありがとうございます。

ただいまの説明について御意見、御質問がございましたら、御発言をお願いします。どうぞ。

【押味委員】 日本建設業連合会の副会長の押味と申します。土木本部を担当しております。

日建連では、先ほどからお話ございましたように、働き方改革と生産性の向上という二つの車輪でもって、何とか担い手確保を確実なものにしていこうということで運動しているわけですが、その中の生産性向上に関しましては、いろいろな意味で要望を出して進めてまいりました。そういった中で監理技術者の専任要件の緩和ですとか、技術検定等の実務要件の短縮、あるいは営業所専任技術者の兼務の範囲を拡大するという三つのテーマについて、非常に適宜に対応いただきまして、本当にありがたいと思っております。ぜひいろいろな討論会を含めまして、引き続き進めていただければありがたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

【柳会長】 どうぞ。

【土志田委員】 全国中小建設業協会の土志田と申します。

ただいまの技術検定の件でございますが、今、説明のお言葉の中にも人材確保の障害になっている可能性があるというお話がございました。この辺は間違いなくこれが壁になっていることは事実だろうと思っております。と言いますのは、我々地方の中小、なかなか優秀な人材が取れるような状況にはございません。そのような中で、指定学科を卒業した高校生も主力で確保しているわけですが、全く勉強してきていないというのが実情であります。会社に入ってから一生懸命研修をして、いろいろなことを身に付けさせて、資格取得のためのバックアップもしながらやっていくわけですが、2級までは何とか早めに取りれるようなことをお考えいただくと、本人も自信がつくんですね。是非その自信をつけさせて次のステップに上げていくことを仕組みとしてお作りいただきたいなということを切にお願いしまして発言とさせていただきます。ありがとうございました。

【柳会長】 では、よろしいですか。本件については、報告事項であります。本日、委員の方々から頂いた御意見について、事務局において検討の参考にいただき、結果についてはまた本審議会で御報告を頂ければと思います。

続きまして、議事の3、建設工事標準請負契約約款の改正について、事務局より御説明をお願いします。

【藤井建設業政策企画官】 では、資料3-1に基づきまして、約款改正の御説明を申し上げます。

1 ページ目を御覧ください。標準請負契約約款の概要ということで、御案内のとおり、中建審が公正な立場から作成し、当事者にその実施を勧告するということとございます。現状、

4種類、公共工事、民間の甲乙、下請約款というものを作成いただいているところでございます。

審議事項1点目、2ページ目、「災害復旧工事中における損害発生時の受注者負担軽減について」でございます。

3ページ目を御覧ください。前回10月にも御議論いただきましたけれども、まず民法原則における不可抗力の取扱いについては、受注者が負担するとなっております。

一方、公共約款においては、民法の考え方を転換しておりまして、リスク分が請負代金に組み込まれ、結果として契約金額の増嵩を招き、発注者も重い負担を負いかねないといった課題がございますので、発注者が負担をする。受注者負担は100分の1でございます。100分の1を超える部分については、発注者が負担をするという制度になってございます。

4ページ目を御覧ください。この課題と改正の方向性でございます。課題認識の、まず、受注者側から見た課題ということで、こういった応急・災害復旧工事は、2次災害に晒されるリスク等工事自体に一定のリスクが存在するが、緊急性が高く、リスクが高い状況においても施工が求められるという状況。

また、24時間体制での対応が必要であったり、人材・資機材の確保が平時に比べて困難という受注者負担が大きいというもの。

こういった1%負担を求めた場合に、災害復旧工事の受注意欲の減退を招きかねない。地域の守り手としての建設業の存続にも支障をきたす可能性があるのではないかという課題です。発注者側から見た課題でございますけれども、災害復旧工事の施工確保上の課題について、受注しやすい環境を整えることが必要ということで、建設業の持続可能性の確保であったり、円滑な災害復旧のための体制構築が必要不可欠であるということ。一番下、改正の方向性でございますけれども、公共約款30条を改正し、「災害復旧工事」中における不可抗力による損害発生について、100分の1の受注者負担を求めないこととしてはどうかということでございます。

5ページ目、具体的な改正の条文案で、赤字が改正の条項でございます。30条の1項は略称規程、技術的な改正でございます。第4項を御覧ください。太字の下線のところですが、「発注者は、当該損害の額及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（「損害合計額」）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない」という現行規定に加えまして、「ただし」ということで、「災害応急対策又は災害復旧に関する

る工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする」ということで、受注者は負担しないという規定を設けたいと考えてございます。

一番下、対象となる工事でございますけれども、1ポツ、災害復旧事業の対象工事。2ポツ目、それ以外の発災直後の応急対策として、災害協定に基づく工事あるいは道路などの維持管理契約内で指示を受けて対応する工事を対象の工事としたいと考えてございます。

続いて、審議事項2点目の「保険証券・保証証書の電子化について」ということで、7ページ目を御覧ください。一番上の現状、公共約款において、履行保証保険契約あるいは前払金保証契約を締結したときに、受注者がそういった証券・証書を発注者に「寄託」という規定がございます。この「寄託」は民法上の概念として、「有体物」、物理的に紙を相手方に託すという行為でございます。

この改正の方向性でございますけれども、一定の電磁的措置を講じた場合も「寄託」したものとみなすという規定を設けたいと考えてございます。

下のスキームにございます、「電子化スキーム」と赤字ですけれども、今年の5月から国交省の直轄工事でこういった電子化のスキームを導入したいと考えてございます。

具体的な改正案は8ページ目でございます。まず、第四条、履行保証保険でございますけれども、「受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、契約締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない」という第1項の現行規定がございます。

第2項、これを新設したいと考えてございます。「受注者は前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。」というみなし規定を新設したいと考えてございます。

三十五条は前払いの関係でございますけれども、同様に第2項を新設して、みなし規定を置きたいと考えてございます。

また、三十六条、契約変更の場合でございますけれども、同様にみなし規定を置きたいと考えてございます。

審議事項のお諮りしたい件は以上でございますが、9ページ目、現状の政府の検討状況ということで、今後、次回以降、お諮りしたい約款の改正の議論の状況を御紹介したいと思います。

10ページ目、御覧ください。熱海の土石流災害を受けまして、政府において検討会を立ち上げまして、昨年12月、提言が取りまとめられてございます。左側、危険な盛土等の発生を防止するための仕組みということで、基本的な考え方として危険な盛土造成等を規制するための全国一律のルール、新たな法制度を創設し、規制を強化していくべきといった提言。これを受けまして、今今、国会に法案を提出しているところでございます。

また、新たな法制度の創設と併せ、建設現場から搬出される土についても搬出先の適正を確保するための方策を講じることが重要。

発注者側における取組については、まずは国が率先して取り組むことはもとより、地方公共団体や民間発注者についても、これまで以上に積極的な役割を果たすことが求められるということで、右側、「搬出先の明確化等」ということで、1ポツ目でございますけれども、建設発生土について、全ての公共工事発注者に指定利用等の原則実施を要請。工事の発注段階で搬出先を指定するといったこと。

また、発注者に対し、契約締結時における適切な処理費用負担や、予期せぬ費用増が生じた場合に追加負担について受注者と適切に共有することを要請。

3点目、「継続的に大規模な建設工事を発注している民間発注者については、指定利用等の実施や、それが困難な場合でも元請事業者により適正な処理が行われることを確認するよう求める」といった提言が取りまとめられてございます。

これを受けまして一番下でございますけれども、「契約約款における対応を検討」ということで、発注者が建設発生土の搬出先を指定した場合に、当該建設発生土の「搬出先」を記載した書類を契約書に添付することを求めるなど、公共約款及び民間約款（甲）において必要な対応を今後検討してまいりたいということでございます。国会の法案の審議状況等を踏まえて、また次回以降、お諮りしたいと考えてございます。

事務局からの説明は以上でございます。

【柳会長】 ありがとうございます。ただいまの説明について、御意見、御質問がございましたら、御発言をお願いします。

【奥村委員】 全建、奥村ですが、よろしいでしょうか。

災害復旧工事に限定されますものの、不可抗力により生じた損害に係る100分の1の受注者負担が見直されますことは一歩前進であり、率直に感謝申し上げたいと思います。

一方で、災害復旧工事に限らず、通常工事においても自然災害により、損害を受ける事例は多くあり、地域の守り手として社会資本整備の一翼を担う私ども地域建設業にとって、請

負代金の100分の1の受注者負担はとても重く、残された課題であると認識しております。近年、災害が激甚化、頻発化する中、公共工事は山や河川などの自然災害の影響を大きく受けるものが多くあり、受注者が安心して工事を受注し、施工できるよう、災害復旧工事に限らず、全ての公共工事において不可抗力による損害発生時の受注者負担がなくなりますよう、更なる御検討をお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

【柳会長】 ほかにございませんか。

それでは、ほかに御発言がないようでしたら、事務局には引き続き関係機関と調整を進めていただくとともに、本日、委員の方に今頂いた意見を尊重の上、必要な修正を頂くこととしまして、その具体的な内容については私に御一任いただければと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【柳会長】 よろしいですか。それでは、続きまして、議事4のジョイントベンチャー準則適正化指針の改正について、復旧・復興、ジョイベンの位置付け等(案)について、事務局より御説明をお願いします。

【事務局(児玉)】 それでは、資料4に沿って御説明させていただければと思います。資料4の1ページ目、前回の中建審でお諮りしたものでございますが、これまで東日本震災を踏まえまして、東北3県において施行とされてきておりました、この復興JVを共同企業体運用準則へ位置付けるという案件でございます。

左上の「被災地域」に書いてございますけれども、近年、災害が激甚化・頻発化しております、被災地域内では単体企業における施工体制の確保が難しくなるような状況も見られるところでございます。そういった現状を踏まえまして、この復旧・復興JVをJV準則が位置付けることで、被災地域における施工体制を確保したいという件でございます。

この復旧・復興JVの主な特徴は、前回御説明したところでございますが、その性格といたしましては、技術者・技能者の不足や建設工事需要の急増等への対応として、地域に精通している被災地域の地元の建設企業の施工力を強化するために結成するものであること。

工事の種類・規模といたしましては、大規模災害からの復旧・復興工事として、大規模な工事と技術的難易度の高い工事を除くものとする。

構成員の組合せといたしましては、同程度の施工能力を有する者の組合せとしまして、被災地域の地元の建設企業を少なくとも一社含むものとする。

共同施工の技術者要件といたしましては、工事規模に見合った施工能力を有する構成員が技術者を専任で配置する場合は、他の構成員の技術者は兼任可能とするもの。

代表者は原則として、地域の建設企業とするもの。

そういったものが主な特徴でございます。その具体的な共同企業体準則の改正内容につきましては、資料4の3で、新旧でお示ししているところでございますが、この中から前回の中建審でございますとか、あとは業界、そして地方公共団体からの御意見を受けた点につきまして、資料4の2で整理してございますので、こちらの資料で御説明させていただければと思います。

まず、①「JVの性格」につきましては、東日本大震災の被災地におきましては、復旧後の復興の段階において、主な仕事を地域外業者が受注するような状況があった。このため、地域企業への配慮を頂きたいという御意見がございました。

この点につきましては、右側、「注解」のところでございますけれども、その性格を踏まえまして、大規模災害からの復旧・復興工事が行われており、かつ、被災地域内の企業単体のみでは施工体制を確保できない状況にある機会において活用するところで、その性格をきちんと明確にしていきたいと考えているところでございます。

その2番目、対象工事の種類・規模のところ、「どの程度の災害を対象としているのか」といった御意見も頂戴しておりました。こちらにつきましては、右側、「注解」のところでございますが、大規模災害とは、激甚災害に対処するための特別な財政支援等に関する法律により規定されます激甚災害として指定された災害その他、特に激甚な災害を言うということで、激甚指定がされるような災害の規模感であるとお示したいと考えているところでございます。

三つ目、構成員の組合せでございますけれども、地元企業への配慮という声、その下位等級企業を構成員に含むことも可能としていただきたいという声がございました。こういった点につきましては、本文のところの記載でございますけれども、同程度の施工能力を有する者の組合せとしまして、被災地域の地元の建設企業を少なくとも一社含むものとし、その仲介のところで各企業の施工能力については、経営事項審査の点数、等級、実績等を参考に、発注機関において判断するもの。被災地域の範囲については、被災の状況、技術者、技能者の不足の状況も踏まえて、発注機関において定めるものとするもので、こういったところで発注機関が災害の様態によって適切に判断することで配慮するというところで記していきたいと考えているところでございます。

こちら、J V 準則の改正でございます。今後の手続きといたしまして、また資料 4-1 のパワーポイントの資料に戻っていただきまして、2 ページ目を御覧いただければと思います。復旧・復興 J V を共同企業体運用準則（J V 準則）へ位置付けるにあたりましては、入契法適正化指針も併せて変更が必要でございます。こちら、入契法に基づく適正化指針におきましては、「共同企業体について」という項目の中に、公共発注者は運用基準を策定、公表して、適切に活用すること。そして、運用基準におきましては、この J V 準則に従って特定、形状、地域維持の各 J V について適切に定めることということが既に適正化指針の中に書かれてございますので、復旧・復興 J V を J V 準則の中に書くにあたりましては、併せて入契法に基づく適正化指針の中におきまして、復旧・復興 J V をきちんと位置付けることが必要となっております。このため、本日の中建審の総会におきまして、J V 準則の改正案の御審議をいただくと共に、その後のプロセスといたしましては、入契法に基づく適正化指針の変更の閣議決定と併せまして、改正 J V 準則の実施を中建審の会長が各発注者宛に勧告していただくことが予定されております。

その後、運用に関する通知の発出を経まして、各発注者において J V 運用基準を作成いただき、こちらの復旧・復興 J V の運用開始に至るというスケジュール感でございます。

その入契法に基づきます適正化指針の改正につきましては、次の 3 ページ目の資料を御確認ください。適正化指針で御紹介でございます。入契法に基づきまして、国土交通大臣、総務大臣、財務大臣が案を作成し、閣議決定するものでございます。発注者は適正化指針に従って必要な措置を講ずる努力義務を負っております。3 大臣は、各発注者に措置の状況の報告を求めて、概要を公表するという仕組みとなっております。国土交通大臣、財務大臣は各省庁の長に対して、国土交通大臣と総務大臣は地方公共団体に対して、それぞれ必要と認められる措置を講ずべきことを要請することができるという位置付けとなっております。

そういった中、先ほど復旧・復興 J V の件もそうでございますが、激甚化・頻発化する災害への対応が急務であること。公共工事の円滑な施工の確保や、担い手の中長期的な育成確保、処遇改善のためには、ダンピング対策等の入札・契約適正化の取組を一層徹底する必要があること。そういった問題意識から、こちら変更案のポイントでございます。詳しい改正内容につきましては、資料 4-4 で新旧ございますけれども、その中からポイントということで、こちらで御紹介させていただければと思います。

まず一つ目は、「災害復旧等における入札・契約」というポイントで、先ほど御紹介差し上げました復旧・復興 J V につきまして、きちんと位置付けをすること。災害復旧工事中の

円滑な工事の実施を図るためには、様々な発注者との連携が必要になってまいりますので、そのことについてもきちんと明記していきたいと考えているところでございます。

また、「適正な予定価格の設定・ダンピング対策」でございますけれども、ダンピング対策の観点といたしまして、公共工事を実施するものの、適正な利潤の確保についても追記してまいりたい。適正な予定価格の設定を図るために、適正な積算を行うべきものとしたしまして、先ほど約款のところでも御紹介もありましたが、建設発生土の運搬処分等に関する費用も追記してまいりたいと考えているところでございます。

また、ダンピング対策の徹底を図るために、低入札価格調査基準を適正な水準で設定することについても、改めまして追記してまいりたいと考えているところでございます。

三つ目、「適切な施工の確保」でございますが、工事に必要な情報の関係者間での共有・把握のために、設計図書における条件明示について記載をすること。適切な設計変更の実施や変更手続きの円滑化のために、設計変更ガイドラインの策定をすることについても明記してまいりたい。最後に、技能同労者の育成及び確保に資する労働環境の整備を図るために、国・発注者によるCCUS活用促進の取組についても追記してまいりたい。こういった点につきまして、変更してまいりたいと考えているところでございます。

事務局からの御説明は以上となります。

【柳会長】 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御意見、御質問がございましたら、御発言をお願いします。どうぞ。

【奥村委員】 全建、奥村です。

復旧・復興JVは、被災地のいち早い復旧・復興のためには必要かつ非常に有効な制度であると考えております。しかしながら、実態を見ますと、このJV比率、出資比率と、出向技術者の比率に大きな乖離のあるものも多々見受けられますので、その辺りの運用面での御配慮をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

【柳会長】 ほかによろしいですか。

それでは、ほかにないようでもございましたら、ただいまの方から頂いた御意見を尊重して、同じく事務局において検討していただくということでございます。

また、先ほど事務局より御説明があったように、適正化指針の変更が閣議決定事項にもなっておりますので、委員の方々の意見を検討した内容を含め、JV準則、適正化指針、いず

れもその取扱いなど、具体的な内容については私に御一任いただければと存じます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【柳会長】 ありがとうございます。

続きまして、議事の5、経営事項審査の改正について、事務局より御説明をお願いします。

【藤井建設業政策企画官】 では、資料5に基づきまして、経営事項審査の改正について御説明申し上げます。

1 ページ目を御覧ください。前回の中建審で御議論いただきました改正の視点のおさらいでございます。まず赤字、「担い手の育成・確保」、青字の「災害対応力の強化」、環境への配慮といったことを改正の対象としてはどうかということで御議論いただきました。具体的にはまず「担い手の育成・確保」については、左下、キャリアアップの取組、また、ワーク・ライフ・バランスに関する取組も加点し、対象としてはどうか。

また、右上、「災害対応力の強化」ということで、現状6種類の建設機械が対象となっておりますけれども、それ以外の重機についても被災現場で活躍している重機があれば加点してはどうかという点。

また、「環境への配慮」ということで、現状、ISO14001が対象となっておりますけれども、それ以外の取組についても加点対象としてはどうかということで御意見を頂きました。その後、そのときの御意見や、あるいは各業界の普及状況、導入実績等を踏まえて改正をしたいというのが本日の審議事項でございます。

2 ページ目を御覧ください。改正の概観ということで、Wの改正の全体像をまず御紹介したいと思います。改正案、右側のW1の赤字の⑨「ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況」、⑩「キャリアアップの導入状況」の2つを新設したいと考えてございます。また、併せて左下、Wの9と10がございましたけれども、若齢技術者及び技能者の育成確保、知識及び技術又は技能の向上といった担い手確保に関する取組を、新しいW1ということで再整理した上で、W1を「担い手の育成及び確保に関する取組の状況」ということで再整理したいと考えてございます。

また、W7、「建設機械の保有状況」ということで、既存の6種類のほかに加点対象を拡大したいと考えてございます。

W8、ISOの関係でございましたけれども、②「環境配慮に関する取組」ということで、ISOに加えて、「エコアクション21」を追加したいと考えてございます。

右下、赤枠でございますけれども、Wの最高点が高くなりますので、この総合評定値へのウェイトが変わらないように、換算式の補正をしたいというのが、改正の概観でございます。

また、右上、括弧で小さく書いてございますけれども、本日御審議いただいた後で、必要な告示改正のパブコメ等を行いまして、改正の公布を今年の5月、施工を、来年1月を想定して準備を進められればと考えてございます。

以下、各論でございます。3ページ目を御覧ください。ワーク・ライフ・バランスに関する取組ということで、前回御紹介した三つ、一番下でございますけれども、子育てサポート企業としての「くるみん認定」、女性の活躍促進の「えるぼし認定」、若者雇用の「ユースエール認定」といった三つの取組が加点対象となるのではないかと。その後、実際の各企業の認定実績等を踏まえまして、この三つを今回は加点対象としたいと考えてございます。

4ページ目、御参考ですけれども、認定基準でございます。各3種類の認定の中でも、取組状況によって認定の区分、ランク分けがなされてございます。こういったランク分けの評価についても、今回、具体的な点数についてお諮りしたいと思っております。

5ページ目を御覧ください。具体的な経審上の評点の案でございます。現状、内閣府において、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領」という要項がございまして、それぞれ各認定制度の評点、配点割合が、この表のとおり、「5」「4」「3」「2」といった加点措置がございまして、今回、この経審の評点についても同じ水準、割合をもって評価対象の点数としたいと考えてございます。

また、一番下でございますけれども、複数の認定を取得している場合、これも内閣府の方で、最も評点の高い区分を加点するというようにしてございまして、経審についても同様に最も評点の高い認定を加点とするという形で位置付けたいと考えてございます。

続いて6ページ目、キャリアアップの関係でございます。まず一番上で、キャリアアップのそもそもの仕組みですが、元請事業者が事業者登録を行った上で、建設現場ごとに現場登録を実施して、カードリーダーの設置等の就業履歴の蓄積のための必要な環境を整備するという必要がございまして。

また、官民施策パッケージにおいて令和5年度より、「あらゆる工事におけるキャリアアップ完全実施」を目指すとされてございます。

「他方で」ということで、元請事業者にとって、下請企業が雇用する技能者のキャリアアップの取得手続きに直接的に関与する立場にはございませんので、1年間に施行した全ての現場で全技能者が全部カードを持っているか、保有率を加点要件とすることは、さすがに

元請事業者にとって過度な負担になるのではないかという懸念もございます。

よって、元請事業者がカードリーダーの設置等の就業履歴の蓄積のための措置を講じていることは評価するべきであると考えてございまして、この加点要件としては、「全ての元請工事において、就業履歴を蓄積するための必要な措置（カードリーダーの設置等）を講じている」ということで位置付けたいと考えてございます。

この表でございましてけれども、全ての元請工事、公共、民間、両方、全てやった場合には15点。公共のみ、一定程度モデル工事も普及しておりますので、公共工事の現場は全てカードリーダーの設置等を行っているが、民間工事では一部できていないといった場合においても10点は加点したいと考えてございます。

一番下のなお書きでございましてけれども、運用上の取扱いについては、その要件に該当する旨の誓約書の提出と、あとは実際の実績については抽出調査によって確認をするといった形で運用をしたいと考えてございます。

続いて7ページ目でございます。「建設機械の保有状況に関する評価」ということで、現行、ここの写真にございますように6種類が加点対象となっているということで、その後、事業者団体のアンケート等を実施いたしまして、具体的な加点対象の拡大について、8ページ目でございます。

この表の黄色のところでございますけれども、実際に災害現場において活躍している重機として、ロードローラ、振動ローラといった道路の復旧時に使用するもの。ブレーカ、解体用掴み機といった、瓦礫の撤去に活用する機械。また、高所作業車ということで電線の復旧時に使用するもの。こういった対象建機についても、現場で活躍しているということで、今回追加対象として挙げたいと思っております。

また、下、ダンプの関係です。ダンプ規制法に基づく、対象ダンプは最大積載量5t以上となっております。現状の経審も5t以上のみ加点しておるのですが、被災地の現場では5t未満であっても災害時でも活躍しているということでございまして、全てのダンプを加点対象とするということで見直したいと考えてございます。

続いて、9ページ目でございます。「環境への配慮に関する取組の評価」ということで、前回、例えばということで、「エコアクション21」が方法として想定されるということで御紹介申し上げました。

その後、各企業における実態把握等行いまして、10ページ目でございます。取組状況の取りまとめた表が左側でございます。回答総数約2,500社でございまして、IS

Oが約550社ございます。また、エコアクションについては、229社ということで、相当程度普及しているということで、今回、加対象としてはどうかと考えてございます。

また、その表の三つ目でございますけれども、「各都道府県が定めた環境配備に関する認証等の取得」ということで、これも一定数ございます。右側、あくまでも経審は全国統一の基準で行う審査でございますので、都道府県独自の認証は評価対象としては馴染まないのではないかと考えてございます。

また、左側、「SDGs宣言」ということで、これも日本で統一的な認証等が存在しませんので、客観的な評価としての経審の対象には馴染まないのではないかと。

また、ZEH、ZEBというのもありますけれども、これも個別の建築物に対する認定がございまして、法人企業に対する評価ではないので馴染まないと考えてございます。

その他、公的認証のない取組であったり、その他の取組もございまして、普及状況や導入実績等を踏まえまして、今回はエコアクション21を対象とすることとしてはどうかと事務局としては考えてございます。

具体的な点数については一番下でございますけれども、エコアクション21はISOに比べて審査基準が少ないこと。また、認証手続きも簡便であることから、ISOの5点より低い3点としてはどうかと思っております。また、両方認証を取得している場合については、これら高い方の5点を評価対象としてはどうかと考えてございます。

11ページ目、「その他改正事項」でございます。左側は建設業法上の監理技術者の配置可能期間でございます。令和2年10月の改正で、受講日の翌年から5年間ということで、この赤い部分でございますけれども、ここも配置可能と建設業法を措置してございます。

一方、右側、経審の加対象の期間がずれていて、本来、加すべき期間が加できていないという状況がございまして、このずれを早期に改正して補正したいと考えてございます。

最後12ページ目、W点の補正の関係でございますけれども、3ポツ目、今回のWの加によって、P点に占めるW評点のウェイトが増加し過ぎると、経営状況(Y点)や技術力(Z点)の評価のウェイトが相対的に下がることになります。現行の各項目間のバランスを維持することとしたいと考えてございまして、現状のWの素点に乗ずる係数が200分の1,900で、P点に占めるウェイトが14.32%となっておりまして、今回、そのウェイトを維持するために係数を200分の1,750ということで、ウェイトが変わらないように補正係数の修正を行いたいと考えてございます。

経審の改正について、事務局からの説明は以上でございます。

【柳会長】 ありがとうございました。

ただいまの説明について、御意見、御質問がございましたら、御発言をお願いします。どうぞ。

【宮本委員】 日本建設業連合会の宮本でございます。

ただいま御説明のありました経営事項審査の改正の対象につきましては、担い手の育成確保、災害対応力の強化、環境への配慮など、私どもとしても積極的に取り組んでいる内容でございますので、大変喜ばしいことと全面的に賛同いたしたいと思えます。

賛同した上で敢えて申し上げますと、今回、ワーク・ライフ・バランスに関する取組みの評価が新設されるのは大変良いことだと思いますが、例えば、現場で事故が発生し、労働安全衛生法違反などによる処分があった場合、この「えるぼし」認定が取り消されることがございます。そうすると、5点あるいは3点の評点がゼロになってしまうこととなります。「えるぼし」認定などを経営事項審査の項目に入れていただくのは大変良いと思うのですが、事故などワーク・ライフ・バランスへの取組み以外の事由によって認定が取り消され、その結果、評点もゼロになるということがないよう、何か良い方法がないかを、これは国土交通省だけでできる話ではないかもしれませんが、ぜひ御検討いただきたいと思えます。もちろん、現場で事故を起こしたりすることは、あってはならないことです。しかしながら、その事故をもって、ワーク・ライフ・バランスに対する取組みも評点ゼロということで全面的に評価されなくなることはいかなるものかと思うところがあります。ぜひ今後の御検討をお願いいたします。

以上でございます。

【柳会長】 ほかにございませんか。どうぞ。

【勝野委員】 ありがとうございます。全建総連の勝野です。

6ページになりますが、キャリアアップの加点の要件化として、現場技能者の処遇改善の観点から、現場登録だけでなく、カードリーダーの設置など、就業履歴の環境整備まで含めていただいた点については、適切な対応だと思っております。

また、地方公共団体では、入札や発注担当部署でのキャリアアップ自体の認知度がまだまだ低くて、キャリアアップの普及促進策が進んでいないという声が地方からも寄せられているところであります。国交省主導での周知、普及の更なる強化を引き続きお願いしたいと思います。

以上です。

【柳会長】 では、三村さん、どうぞ。

【三村委員】 首都高速道路、三村でございます。

5ページのワーク・ライフ・バランスの評点について、これはお願いになってしまうのですが、現在、二つ目のポツにもございますが、内閣府の示した要領に基づいて、このような配点をなさっているということですので、三つ取っている企業さんも多分いらっしゃると思うのです。この三つはそれぞれ求めるもの、目指すものが違いますので、そのような形で頑張っているところに対しても、評価を少ししてあげるべきではないかと思えます。これを取ることによって企業名が公表されるということは、建設業全体でこのような企業が増えているということのPRにもなりますので、どれか一つ取っておけば評点と同じというよりも、二つなり、三つなりを取ったところというのは、それなりに審査においても評価されるべきだと思います。ですので、この内閣府の要領というのも、28年に制定されてから何度か見直しをされているようですので、見直しされる機会にそういった形で意見を言うことができるのであれば、全体的に評価ができるような仕組みに要領の改定をしていただけるような働きかけがこちらからできればなど。多分、現在は、とにかく普及をもう少しという形なのかもしれないのですが、もう既に先に進んでいる企業さんたちが、更に上に進むということに効果をもってやれる施策にするような形で、働きかけができればと思いますので、御検討いただければと思います。

以上です。

【柳会長】 ほかにございませんか。どうぞ。

【奥村委員】 全建、奥村です。1件だけ確認させていただきたいと思えます。

6ページの要件として、「全ての建設工事」、「全ての元請工事」というところがございます。「全て」というところの範囲ですが、改修工事、補修工事、1件数万円程度の日帰りで、例えば、扉を取り換えるだけの工事であるとか、ちょっとモルタルを塗るだけの工事、雑工事のようなものがたくさんあるわけですが、そのようなものも全部含むというお考えでよろしいのでしょうか。

以上です。

【柳会長】 どうぞ。

【藤井建設業政策企画官】 事務局から。ただいま御指摘いただいた点は、全て含むと考えてございます。現状もキャリアアップの就業履歴情報として、そういった軽微な工事につ

いても履歴として蓄積するということでございます。リーダーの設置はできなくても、例えば、携帯の端末、GPS情報とか、番号で就業履歴が残るといったシステムの工夫もございますので、そういった工夫もしながら、全ての現場で導入していくことを加点要件としたいと考えてございます。

【柳会長】 ほかにございませんか。どうぞ。

【谷澤委員】 三菱地所でございます。

9ページ、「環境への配慮に関する取組の評価」という部分ですけれども、エコアクション21、ISOについて、ヒアリングを2,500社して、丁寧に進められたということは非常によいことだと思っております。これは改めて評価したいと思えます。

一方、前回も申し上げたかと思うのですけれども、我々民間発注者という立場からすれば、脱炭素の取組は業界全体で取り組まなければいけないと思っております。今後、スコープ3と言われるカテゴリーといった部分でも環境に取り組んでいくことが求められていくわけですが、建設業というのは非常に裾野の幅広い業界でございますので、今回のこの2項目を評価の対象にしたということは、もちろん一歩前進だと思うのですけれども、環境面に取り組む企業を支援するようなインセンティブといったことを引き続き検討していただければと思います。特に建設業界は全体で体力面とか、技術面とか、かなり企業によって差があると思っておりますので、こういった部分をしっかり拾い上げて評価していくといったことを是非御検討いただければと思います。

以上です。

【柳会長】 ほかによろしいですか。どうぞ。

【鎌原建設業課長】 建設業課でございます。経審につきまして、たくさんの委員の皆様から御指摘を頂きましたので、少し私からもお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、宮本委員からワーク・ライフ・バランスにつきまして、「えるぼし認定」についての御指摘がございました。委員御指摘のとおり、たしかに今の「えるぼし」の認定の厚労省の基準によりますと、安衛法違反があった場合には「えるぼし」の認定が取り消されることになってございます。ですので、安衛法違反として建設業法に基づく監督処分が行われた場合、経審上は違法行為があったということでペナルティの減点が経審の中で別途あるのですけれども、それと併せて、これまで例えば、加点されていた「えるぼし」としての認定の点数がなくなってしまう。二重に減点という御趣旨であろうかと思っております。ここにつきましては、私どもも問題意識を持っておりますが、今、如何せん、この「えるぼし」です

とか、「くるみん」の厚労省の認定基準が安衛法違反、労働災害がないことというのが基準になってございます。私どもとしましては、監督処分による経審での減点は、ある意味ペナルティとしての意味合いがあるわけでございますけれども、今回のワーク・ライフ・バランスの「くるみん」ですとか、「えるぼし」の評価というのは、インセンティブとしてすばらしい取組を率先していただいている企業への加点ということで位置付けをさせていただきたいと思っております。そのような意味では、監督処分を受けたときにペナルティとして、というのは一つ別にあるわけですが、「えるぼし」「くるみん」につきましては、認定が取り消されたとしても、ある意味、元の点数に戻るということで、ペナルティとしては二重にかけていることにはならないのかなと思っております。性質が違うのではないかと。

ただ、一方で、委員御指摘のとおり、働き方改革の取組としては、何ら変わることがないということかと思えます。また、今回はワーク・ライフ・バランスの取組は非常に重要な取組であり、業界の各社さんにも積極的に取り組んでいただきたいと思いますので、是非こういった認証を取得している場合の加点を入れさせれていただきたいと思います。また、更に合理的と言いますか、どういった形で処分との関係もうまく皆様方が、業界の方々がすっと腹落ちするような形の評価ができるのかというのは、引き続き検討してまいりたいと思っております。

三村委員からの御指摘がございました関係も、そのような意味では、今、政府全体でそのような形でやっているところでありまして、内閣府に審議会の中でこのような御指摘があったということをお伝えさせていただきたいと思えます。また、内閣府から政府全体への要請というか、中身が変わりましたら適切に対応していかなくてはいけないと思っております。今、「くるみん」とか「えるぼし」とか「ユースエール」につきましては、まだ実は建設業界の中でも取っている会社さんは残念ながら非常に少ない状況でありまして、今はどちらかというところ、そのうちの一つでもいいからチャレンジをして、審査は公的な認証で全て無料になっておりますので、むしろ一つでも積極的に取っていただければと思っております。

それから、谷澤委員からは脱炭素のところではエコアクションだけではなくて、引き続き企業の背中を押すような認証を、という御指摘を頂きました。前回の中建審でも岸上会長代理と谷澤委員から、特に具体的なSBTの取組について、国際的な認証ですけれども、評価できないのかという御指摘、御示唆いただいたところであります。アンケートを調べましたところ、2,600社の中で7社、まだ普及が少ないのかというところでありました。建設業全

体で見ても、恐らく20社程度のように私どもでは聞いておまして、また普及状況を見ながら、加点の対象に追加するという事も是非検討させていただきたいと思っております。

それから、勝野委員からカードリーダーの設置もキャリアアップの評価の対象に入れたことについて、評価をするという御指摘を頂きました。ありがとうございます。

それから、奥村委員から全ての、という工事について、本当に小さなものまでという懸念かと思いますが、運用までにまた個別にどのような現場の実態ということも伺いまして、こちらの方で運用上、留意をしないといけないことにつきましては、また御返答させていただきたいと思っております。

長くなりましたが、以上でございます。

【柳会長】 ほかはよろしいですか。ほかに御発言がないようでしたら、先ほど委員の方々から頂いた意見を尊重して、今、御説明のあったように、事務局において検討していただくということで、その具体的な内容については御一任いただきたいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【柳会長】 ありがとうございます。

それでは、本日の議事はこれにて全て終了いたしました。進行を事務局にお返しいたします。

【事務局（児玉）】 ありがとうございました。

その他、国土交通省側から何か御発言等ございますか。

【長橋不動産・建設経済局長】 長橋です。今日は多くの議題の中で様々御意見を頂き、どうもありがとうございました。

冒頭の報告でも少し御説明して、いろいろ御議論いただきましたCCUSは、特に様々な御意見を頂きましたけれども、総じて本来のシステムの趣旨に沿ったメリットをしっかりつけて、それで業界共通のインフラということで、少なくとも公共工事においては早期に義務化、あるいは標準化をしっかり進めていってほしいという御意見だったと思います。私どもとしては、認識は全く同じでございますし、実際にさっき資料の中でも御説明いたしましたし、勝野委員からも御意見がございました。実際、労務単価も10年間かけて、少しずつ上げてきて、あるいはダンピング対策とかもして、基準価格などのいろいろな算定も工夫をしてきて、それで落札率も少し上がってきて、結果的には担い手を確保するためのいろいろな処遇向上に努めてきたのですけれども、資料の中にありますように、全産業と比べて伸び

率は非常に高く上がってきておりますが、まだまだ水準としては労働時間が年間300時間以上長い上に、賃金ベースで見ても1割ぐらい低いというのが現状の実態になってきています。

ただ、労務単価を仮にそのままずっと計算していくと、週休二日もしっかり取った上で、残業時間も法定内に収めた上で、全産業の平均と追いつくというのが、計算上はそのような形にもなるので、さっき説明したように私どもとしてはしっかり単価と支払いのギャップをどうやって埋めていくかということで、堀田委員からもありましたけれども、CCUSが機能していくのであれば、それが一番のメリットをつける形になると思います。それもいろいろ課題もあるし、実態、運用面をやっていくと評価の問題もあると思いますけれども、そういうことは現場レベルでメリットが出るような形にしていくためには、よく実態をお聞きしながら進めていく必要があると思っています。楠委員からもありましたように、不当廉売についても、契約面からのいろいろなアプローチなども含めて、これからはずっと努力をしていく中で、実際に現場の方まで担い手確保につながるように、また、処遇がちゃんと確保されるように、いろいろな声を聞きながらしっかり政策を進めていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

【事務局（児玉）】 ありがとうございます。

それでは、次回でございますけれども、議事の（3）において御紹介差し上げました、建設発生土の搬出先等の明確化につきまして、建設工事標準請負約款における必要な対応を審議するために、来年度の夏頃までに再度、本審議会を開催できればと考えているところでございます。

それでは、これをもちまして散会とさせていただきます。委員の皆様におかれましては、御多忙のところ、誠にありがとうございました。

— 了 —